年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和8年 10 月 22 日答申分

〇答申の概要

（1）年金記録の訂正の必要があるとするもの　　1件

国 民 年 金 関 係　　0件

厚生年金保険関係　　1件

（2）年金記録の訂正を不要としたもの　　0件

国 民 年 金 関 係　　0件

厚生年金保険関係　　0件

厚生局受付番号　：　東海北陸（受）第2600453号
厚生局事案番号　：　東海北陸（厚）第2600042号

第１　結論

１　請求者のＡ社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成18年６月30日から平成18年７月１日に訂正し、平成18年６月の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

平成18年６月30日から同年７月１日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年６月30日から同年７月１日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

２　請求者のＡ社における平成18年６月の標準報酬月額を上記１の厚生年金特例法に基づく訂正後の18万円から26万円に訂正することが必要である。

平成18年６月の訂正後の標準報酬月額（上記１の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和42年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成18年６月30日から同年７月１日まで

請求期間について、Ａ社で平成18年６月30日まで勤務し、厚生年金保険料も控除されていたが、厚生年金保険の記録では平成18年６月30日に資格喪失となっており請求期間の記録がない。

給与関係資料を全て提出するので、調査して、請求期間を年金の給付に反映する記録に訂正してほしい。

第３　判断の理由

１　請求者から提出されたＡ社に係る雇入通知書、給与明細書及び給与支払明細書並びに従業員の陳述により、請求者は、請求期間において同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことが確認できる。

また、上述の給与支払明細書及び日本年金機構の回答により、請求者は、請求期間に係る資格取得時の報酬月額に基づき決定されるべき標準報酬月額（以下「本来の標準報酬月額」という。）（26 万円）に相当する給与の支払を受け、18 万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料（１万 2,859 円）を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が給与から控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、給与支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、18 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付していない旨回答している上、事業主から提出された厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失年月日が平成 18 年６月 30 日となっていることから、事業主から同日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所（当時）は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

２　請求期間の標準報酬月額について、上述のとおり請求者の本来の標準報酬月額（26 万円）は、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（18 万円）を超えていることが確認できる。

したがって、請求者の平成 18 年６月の標準報酬月額を 26 万円に訂正することが必要である。

ただし、平成 18 年６月の訂正後の標準報酬月額（上記１の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。